

平成28年度一般社団法人徳島県農業会議事業計画

I 事業方針

1 情勢

昨年10月にTPP（環太平洋連携協定）交渉が大筋合意し、重要5品目の輸入枠の設置や関税の削減、その他品目の関税撤廃により、安全・安心な国産農産物の生産減少や農村地域の疲弊が一層進むことが懸念されている。一方、2015年農林業センサスの調査結果が発表され、農業就業人口の減少、農業者の高齢化、耕作放棄地の増加が続く中、法人化や経営規模拡大の進展が明らかとなった。

こうした中、改正農業委員会法が9月4日に公布、本年4月1日に施行され、農業委員の選出方法が任命制に変更、農地利用最適化推進委員の新設、農業委員会ネットワーク機構の整備、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の義務業務として位置づけられることとなった。

また、政府は地方創生や一億総活躍社会の実現の観点も踏まえた「総合的なTPP関連政策大綱」を昨年11月に閣議決定し、「農政新時代」と銘打ち、「攻めの農林水産業への展開」と「経営安定・安定供給のための備え」を進めるために、各種対策・事業を行うとしている。

このような情勢のもとで、農業委員会組織においては、改正農業委員会法の趣旨を踏まえ、農地等の利用の最適化の推進をはじめ農地情報の収集・提供、担い手の育成・確保に向けた新たな展開が求められている。

2 重点事項

一般社団法人徳島県農業会議として新たな農業委員会制度のもとで、農業生産力の増強及び農業経営の合理化を図るため、農業者、農業委員会等と連携して、農業・農村現場が抱える課題の解決に取り組んでいくこととする。

- (1) 農業委員会の新制度への円滑な移行と農地利用の最適化の取り組みを推進するとともに、農業委員及び農業委員会職員の資質向上の取り組みを支援する。また、農業委員会組織・活動に関する現状・課題の把握と検証・評価、改善のための取り組みを推進する。
- (2) 農業委員会における農地台帳等の整備・公表の取り組み並びに農地の利用状況調査（農地パトロール）および利用意向調査の計画的な実施を推進する。また、農業委員会組織と農地中間管理機構との一層の連携により、農地の集積・集約化を推進する。
- (3) 「県担い手育成総合支援協議会」と連携し、新規就農者、女性農業者等の多様な担い手の育成・確保や耕作放棄地の解消に向けた取り組みを推進する。

また、「県農業法人協会」等と連携し、農業経営改善指導や農業経営の法人化指導を実施するとともに、農業分野に優秀な人材を呼び込み、将来的には担

い手として定着するよう、農業分野の雇用環境の整備や新規就農の促進対策を推進する。

(4) 農業・農村の男女共同参画、老後生活の安定と福祉向上に向けて、女性農業委員協議会の活動を支援するとともに、家族経営協定の普及、農業者年金の加入推進に取り組む。

(5) 改正農業委員会法に規定された業務「農業一般に関する情報の提供」を推進するため、「全国農業新聞・全国農業図書」を活用し、農地利用の最適化の取り組みの横展開や農業・農村現場への農業施策の普及・浸透を図る。

II 事業計画

1 会議の開催

農業会議の運営と各種事業の推進を図るため、次の会議を開催する。

- (1) 総会、理事会、監査会
- (2) 常設審議委員会
- (3) 農業委員会会長・事務局長会議
- (4) 農業委員会組織活動推進のための諸会議

2 法令に基づく業務

農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域整備法、その他法令に基づく諮問事項につき、常設審議委員会で審議・審査し、その意見を答申する。

3 農政活動事業

効率的かつ安定的な農業経営の育成、地域の立地条件を生かした農業生産の再編成、農地利用の最適化や活力ある農村地域社会の確立をめざすため、農業者の意見を結集しつつ、次の対策を中心とした農政活動を実施する。

- (1) 農地利用の最適化の推進に向けて農業委員会から地域の農地利用の課題について意見の積み上げを行い政策提案活動。特に、平成29年度徳島県重点農業施策に関する政策提案
- (2) 「人・農地プラン」の点検・見直しに向けた支援
- (3) 徳島県農地中間管理機構が行う担い手への農地の利用集積活動の支援
- (4) 改正された農地制度・農業委員会制度の周知徹底と企業の農業参入等への対応
- (5) 認定農業者や集落営農組織等の担い手確保・育成対策の推進
- (6) 農業・農村の持続的発展と多面的機能の健全な発展及び環境に配慮した営農活動への支援
- (7) 農業者年金制度の適正な運用と新規加入者の加入推進

- (8) 中山間地域の活性化を図るため、日本型直接支払制度の推進と有害鳥獣対策
- (9) 遊休・耕作放棄地の発生防止とその有効活用対策の推進
- (10) 農業委員会における女性農業委員等多様な人材の登用促進活動
- (11) 農業税制の改正に向けた農業委員会等からの意見聴取
- (12) 「食」の安全・安心確保に向けた生産・流通履歴の明確化、地産地消の推進
- (13) 農業機械等による農作業事故防止と労働者災害補償制度(労災保険制度)の推進
- (14) 農地の賃借料情報提供活動の推進
- (15) その他必要な農政活動の推進

4 機構集積支援事業

農業委員会の新制度への円滑な移行と農地利用の最適化の推進業務が効果的に実施されるよう農業委員並びに農業委員会職員の資質の向上に向けた研修活動を行うとともに、農業委員会の法令事務の透明性、公正・公平性の確保について指導を徹底する。

また、法定化された農地台帳の農地データ等の精度を高めるため農地情報システムの利活用に向けた指導を行い、農地の有効利用と事務処理の効率化に向けた取り組みを支援する。

(1) 農業委員会の遊休農地に対する措置の計画的な実施に向けた指導強化

遊休農地の発生防止と解消に向けた活動を集中的・効果的に実施するため、8月を県下統一の「農地パトロール強化月間」に設定するとともに、農業委員による農地パトロールを農地の利用状況調査と位置づけ、全農業委員会が遊休農地に対する措置を計画的に実施できるよう指導の強化を図る。

なお、農地パトロールで明らかになった遊休農地の所有者等に対し11月末までに利用意向調査書を送付し、翌年1月末までに回収を行うよう指導するとともに、平成27年度に実施した農地利用意向調査で「自ら耕作」等の意思を表明しながら実行していない所有者等に対し、11月末までに徳島県農地中間管理機構と協議するよう勧告する。

(2) 農業委員会活動の強化対策

法令業務の適正・的確な執行と担い手の確保・育成など、地域に根ざした実践活動を効率的かつ効果的に実施するため、活動計画の策定を含め以下の取り組みを推進する。

①地域に密着した農業委員会活動を推進し、農業委員会活動の「見える化」を実施するため、全国農業会議所のHPの「農業委員会活動整理カード」を更新させるとともに、農業委員の地区担当制と活動記録の整備を徹底する。

②農業委員会の優良な取組事例や有効な手法の横展開を図るため、農業委員会活動に関する情報を幅広く収集し、農業委員会間の連携強化と農業委員会活動の高位平準化に向けた取り組みを支援する。

(3) 農地台帳等の適正管理と「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」の有効活用の促進

法定化された農地台帳等の整備・補正の徹底を図り、担い手に対する農地の利用集積を推進するため、農地データの有効利用に向けた取り組みを行う。

また、インターネット上で農地情報を公表する「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」の利活用に向けた取り組みを支援するため、市町村等を巡回するとともに研修会を開催する。

(4) 農業委員等の研修の充実

農地の権利移動や転用事務等の適正執行、農業関係税制など農地制度に全般に精通した人材を育成するとともに、認定農業者の確保・育成や経営改善に関する取り組みを強化するため、農業委員並びに農業委員会職員等に対し研修を行う。

特に徳島県女性農業委員協議会の組織活動の活性化を図るため、女性農業委員を対象とした研修を充実させる。

(5) 調査活動の推進

全国農業会議所が実施する農業構造に関する全国的な基礎調査や、担い手の確保・育成等に関する新たな政策提案等を行うための基礎資料を整備するため、次の調査を実施する。

- ① 田畑売買価格等に関する調査
- ② 農作業料金・農業労賃に関する調査
- ③ 政策提案等のための基礎資料整備のための調査

5 農地を活かし、担い手を応援する全国運動

新たな農業委員会制度への円滑な移行や農地制度の農村地域等における定着、認定農業者に代表されるような担い手に対する農地の利用集積の加速化が求められる中で、農業委員会組織が役割を果たし、目に見える成果を上げていくために、つぎの3点を運動目標に掲げ、「地域を活かし、担い手を応援する全国運動」を展開する。

- (1) 遊休農地の発生防止・解消対策の徹底と優良農地の確保
- (2) 担い手の確保と農地の利用集積と経営確立の支援
- (3) 地域の実態に応じた農業・農村の活性化対策の実践

6 新たな農業委員会業務の推進と次年度の組織変更に向けた対応

平成28年度から新たに農業委員会の必須業務に加わった「農地利用の最適化の推進」に取り組むため、「人・農地プラン」の見直しや農地中間管理機構と連携した農地の利用調整、新規就農者や参入企業に対する支援等が実施できるよう

農業委員会会長・事務局長会議や巡回指導等で周知徹底を図るとともに、次年度に迫った農業委員会組織の体制整備について情報提供を行う。

7 担い手育成総合支援協議会に関する支援

農業会議が事務局を担う徳島県担い手育成総合支援協議会が実施する次の取り組みについて各関係機関・団体と連携して支援を行う。

- (1) 認定農業者等の担い手の資質向上に向けた支援
- (2) 担い手組織(県認定農業者連絡協議会・農業法人協会等)の活動支援
- (3) 担い手への情報提供と農業への新規参入の支援
- (4) 耕作放棄地の解消活動の支援

8 受託事業

(1) 農業者年金業務指導等事業

農業者年金事業、経営移譲・経営継承等の相談など農業者年金基金の行う業務の円滑な推進を図るため、農業者年金基金の委託を受けて農業委員会に対し年金業務の指導を行う。また、農業者年金の新規加入者を確保するため、各市町村に加入推進部長を設置し、戸別訪問の強化を図るとともに、特別研修会の開催や巡回指導等を実施することにより農業者年金の必要性について理解を求める。

(2) 農業の魅力発信就農コーディネート事業

就農に興味を持っている方々へ農業の魅力を伝えつつ、就農までに必要な技術の習得方法や、農地・機械施設の取得などに関する多種多様な相談に対応し、次代を担う新規就農者の確保と定着を図るため、以下の事業を実施する。

① 就農相談活動

就農相談員の設置し、就農希望者に対する就農関連情報の提供のほか、就農関連情報の収集及び整理、就農相談資料の作成等を行うとともに、他産業からの農業参入希望者等に対する就農相談等を実施する。

② 農業の魅力発信業務

儲かる農業や新規就農などの成功事例を収集し、農業に興味を持つ青年に対してホームページやパンフレット等で農業の魅力発信を行う。

③ 無料職業紹介業務の実施

職業安定機関（ハローワーク等）との連携を図るため、就農関連情報交換会を開催するとともに、職業安定法(昭和22年法律第141号)に定める職業紹介事業者として、就業希望者に対して農業法人への就業相談や雇用を斡旋する。

④ 求人・求職情報提供活動の実施

農業法人等への就業希望者及び求人希望経営体の情報を収集・蓄積し、相談時に提供する。

(3)農の雇用事業

農業分野では就業者の高齢化と後継者不足が深刻化している。一方で、農業経営の規模拡大と多角化による幅広い人材確保の必要性も高まっている。

このような中、近年の景気悪化に伴う雇用不安の広まりから農業が新たな雇用の受け皿として期待され、若者を中心に仕事としての農業への関心が高まっている。

このため、農業法人等が新規就業者を新たに正社員として雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を支援することを通して、農業分野における雇用の確保と地域農業を担う人材の育成を図る。

(4)新規就農等相談支援事業

新規就農希望者は農業に対する基礎知識や技術、農業用資産が不足しており、独立就農には高いハードルがある。そうした新規就農希望者に「雇用による就農」を通じて農業技術・知識を身につけてもらうため、農業法人等への就業を希望する者と農業法人等とのマッチングを行うとともに、新規就農希望者に情報提供・相談活動を実施する。

(5)とくしま就農スタート研修事業

本県で新たに農業を始める者が円滑に就農できるようにするため、新規就農者と先進農家や農業法人等の受入農業経営体とのマッチング等を行う。

また、短期間の雇用を通じた実践研修に取り組む機会を提供し、研修期間中の雇用について所得支援を行うことを通じて本県における新規就農者の定着促進を図り、地域農業の担い手を確保する。

(6)人に優しい安全安心農業推進事業

県内では、毎年、農作業死亡事故が5件程度発生していたため、農作業安全講習会を開催し、事故要因やそれに基づく安全対策について周知徹底を図り、農作業事故を防止する。

(7)高次GAPレベルアップ支援事業

高次GAP（GLOBAL-GAP等の第三者機関が認定するGAP）認定を目指している「とくしま安2農産物」認定生産者等に対し、高次GAPの専門家やアドバイザーを派遣し、高次GAPへの取り組み及び認証取得に向けた支援を行う。

Ⅲ 情報提供活動の強化

農業委員会組織は農業・農村の代表組織として、農政の普及浸透とその推進に

ついて、目に見える成果をあげることが期待されていることから、農業委員が行う地域活動の中で、農業委員会法で定められた「情報提供」活動を通じ、農業委員と農業者等との結びつきを強める取り組みが重要となる。

このため、①農村現場に農政情報をわかりやすく正確に提供する活動、②農業者や地域の「声」を受け止め農政に反映させる活動、③さらに情報を活用した「人づくり、経営づくり、地域づくり」活動を行うため、組織情報紙である全国農業新聞・全国農業図書の一層の活用を図る。

また、各農業委員会の独自情報の「農業委員会だより」の発行支援や、農業会議の手づくり情報誌「かけはし21」の発行を通じて農業委員会系統組織の情報提供活動の一層の強化を図る。

1 全国農業新聞の普及拡張

(1) 地域の農業者、消費者との結びつきを強める運動

農業委員会が組織運動を展開するうえで、情報提供（農業委員会法第6条第3項第2号業務）の一環として全国農業新聞の普及・拡張に取り組む意義と役割について、農業委員会会長をはじめ関係者の理解促進に努め普及推進体制を強化する。

その上で、新聞普及の取り組みを『農業委員会と地域の農業者、消費者との絆づくり』として位置づけ推進する。

(2) 認定農業者、集落リーダーへの重点普及

地域農業の担い手である認定農業者、農業法人関係者、集落営農組織のリーダー、農業者年金加入者等への普及を重点的に推進する。

2 全国農業図書の普及推進

農村現場における農政の普及・浸透を図り、農業者の農地の利用集積の促進、担い手の育成・確保を加速化させるため、全国農業図書の普及推進に努める。

また、全国農業図書を農業委員の資質向上や農業委員会の活動強化にも活用する。

3 独自情報の発行支援

「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌の活用など、農業委員会が農業者や地域住民に対して行う独自の広報活動について支援する。

4 手づくり情報誌「かけはし21」等の発行

農業会議等の活動を広く紹介する「手づくり情報誌『かけはし21』」を引き続いて発行するとともに、タイムリーな農政情報について、電子メール等を活用した情報配信を行う。

IV 付帯業務の実施(農委法第43条第1項第8号)

平成28年度事業計画に関連する付帯事業として、次の業務を実施する。

- (1) 徳島県担い手育成総合支援協議会の業務運営
- (2) 徳島県認定農業者連絡協議会の業務運営
- (3) 徳島県農業法人協会の業務運営
- (4) NPO法人 徳島県有機農産物認証協会の業務運営
- (5) 新規就農相談センター、無料職業紹介所(許可番号:36400002)の業務運営
- (6) 労働保険事務組合の業務運営(農業者のための労災保険窓口)